

「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

活用事例はHPをご覧ください！



生産性向上の事例集 厚生労働省

検索

概要

申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	[事業場内最低賃金850円未満] 4/5(2) 生産性要件を満たした場合は 9/10(1)
		2~3人	40万円		
		4~6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	[事業場内最低賃金850円未満] 4/5(2) 生産性要件を満たした場合は 9/10(1)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	[事業場内最低賃金850円以上] 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(1)
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	[事業場内最低賃金850円以上] 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(1)
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		

- (1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
- (2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

